

平成24年度

# 町自連総会資料

八王子市町会自治会連合会

平成24年5月27日 17時

会 場 エルシィ八王子

## 八王子市町会自治会連合会

平成24年度

# 第10回 定期総会次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事

第1号議案 平成23年度 事業報告

第2号議案 平成23年度 決算報告

第3号議案 平成23年度 監査報告

第4号議案 会則改定(案)及び規程改正報告

第5号議案 平成24年度 事業計画~~(案)~~

第6号議案 平成24年度 予算~~(案)~~

5. 退任町会自治会長に感謝状贈呈

6. 閉会の辞

# 事業報告

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

## I. 総括

《はじめに》

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連）」は「向こう三軒両隣」を基本にした「助け合い」「共助」の組織を地区ごとに纏めている組織である。

八王子市内の町会・自治会・管理組合は、558団体 157,127世帯(平成23年6月現在)が登録されているが、このうち「町自連」は315団体 118,777世帯を擁し、八王子市を代表する町会自治会連合会となっている。

活動の基本は、第一に、各单位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重しつつ活性化の促進、第二に、集合体である地区連合会の毎月の定例会開催による地域課題への対応、情報交換、更に「町自連」役員会の報告等を確実に実施すること、第三に、地区連合会同士の情報交換と、広域にわたる課題の解決に向けた事業を進めていくことにしている。

このように、地区連合会の定例会を通じた地区毎の活動が中心となっているが、未だに軌道に乗っていない地区連合会があることも厳然たる事実である。

これからはすべての地区連合会で、毎月～隔月ごとに定例会が開催されるよう努力することが求められている。

又、私たち「町自連」は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「町会・自治会・管理組合の位置づけ等についてしっかりと主張」し、併せて「協力すべきことは協力」することで、「町自連」の主張を行政に活かしてもらうことも積極的に進めている。具体的には、町自連・地区連合会に提起された行政に関わりのある課題や問題点、及び行政からの協力要請等については随時話し合いの場を持ってきている。更に、行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努力してきた。

次に、事業報告しますが「町自連」の『「向こう三軒両隣」を基本理念とした助け合いの組織』であり、地区連合会を中心とした活動と同時に、全市的な問題の取組みについて活動を推進してきた。

この象徴的な事業として23年度の当初の事業計画になかった取り組みを次の1、2、で報告する。

### 1、東日本大震災問題

まずは、八王子市の呼びかけに応える形で町自連の加盟町会自治会の他、市内すべての町会自治会に「義援金」を呼びかけた。その結果、約5千万円の義援金が寄せられ、八王子市を通して日赤経由で被災者に贈られた。

また、地震・津波・原発の影響は単なる防災問題だけではなく、命の問題として原発のあり方にも波及してきているが、防災の立場から見た時に、津波についても未曾有の

大津波といわれながらも過去にあった「貞観」等を超えていなかったことを考えると、やはり「歴史」に学ぶことの重要性を改めて思い知らされた。これらの事から「防災に上限は無い」ということを基本にこれからも取り組む必要がある。

## 2、八王子そごう撤退問題

八王子商工会議所及び八王子市商店会連合会と共に「営業存続を求める署名」活動を展開し、八王子市民として初めての意思表示であったが、公式発表された後では難しい問題であった。しかし、市民が自ら「まちづくり」に意思表示をした初めての行動であり、今後の市民活動のあり方を示した部分でもあった。これからは私たち自身も市民団体として「まちづくり」のあり方について積極的に関わって行く必要性を強く感じた。

尚、数字的には7月21日付八王子商工会議所からの報告で、署名数96,159名（町自連扱い=57,106名）であった。

## 3、組織の拡大強化について

### (1) 地区連合会の定例会の実施について

地区連合会の現状把握のためにアンケート調査を実施し、毎月乃至隔月に開催されている地区連合会を除いた12地区連合会と面談による戸別事情の把握に努めた1地区を残し聞き取り面談を終えた。

総務部を中心に進めてきたが、小さい組織では何もできない。町会の問題は町会内で解決することからすべて個々の町会で問題点を抱え込む。等課題や問題点を地区内で連携して協働で対処することができていない面も見られる。また、各種会議がありそれに埋没している面も見受けられる。

地区連合会の統合・分割も含め、更に話しを進め定例会の定着に向けた取組が求められている。

高齢化に伴い、解散する町会、町会を解散するわけにはいかないゆえ、連合会に関わることはできなくなった、等の話も寄せられており「高齢化」に対する支援策も喫緊の課題である。

### (2) 地区連合会活性化に向けた助成金の活用

#### ① 東京都「地域の底力再生事業助成」の活用

上限100万円の助成があり大いに活用して地区連合会の事業に役立てて欲しい。活用については加住地区連合会に学ぶことが重要と思われる。今までに活用した地区は元横・西部第三・浅川・横山南・元八・恩方・加住の7地区である。

#### ② 八王子市「町会等地区連合会交流事業助成」の活用

平成20年度にスタートしたこの制度も、今年初めて100万円の予算を消化することができた。更に、100万円の予算では足りなくなることが現実となり、次年度の予約制度を取り入れることで行政に実現方要請した。

### (3) 町自連に未加入団体への加入促進

前項の「町会等地区連合会交流事業助成」制度は、町自連未加入の連合組織も行政に登録された連合組織は対象となるため、受け付けることになっている。そこで、資料を送る中で加入の呼びかけを行っている。

しかし、町自連会則に適合する規模の連合会は1団体のみで、残りの6団体は700世帯～1700世帯の小規模の連合会となっているので、地区連合会としての加盟は事実上難しく、既存の地区連合会に加盟して頂くことになるであろう。

(4) 未加入町会の地区連合会加入の働きかけ

研修会等について、未加入町会にも参加の呼びかけを行ってきた。今年初めて実施した「町会長研修会」では参加者149団体162名のうち12団体15名は未加入町会からの参加であった。

2月開催の「町自連研修会」では、入場者804名のうち18団体22名が未加入町会からの参加であった。

早速直後の定例役員会において参加した町会名簿を配布し、加入の呼びかけをするように地区連合会長に要請した。

4、市民との情報交換の活性化のための手段の検討と推進

(1) 広報紙「町自連だより」の紙面改善に業者と協働で推進

私たちの活動を広く会員に知って頂くために、平成17年度から広報紙「町自連だより」を年2回発行し、各戸配布することで全会員に情報の提供を行うと同時に、未加入の町会・自治会・管理組合にも送付し情報の提供を行っている。

増大する費用の軽減策として業者と話し合いをしてきたが、費用の不足分を広告で補う関係から、A4版8頁ものとし年間4回の発行とする。町自連の記事は3～4頁を確保し、新しい広告主については町自連の同意を得ることで、基本的には業者の協力を得ることができた。

早速、14号から手がけることになったが、準備期間の不足とスポンサー探しの過程で見本紙がなく難航を極めた。しかし「読みやすい紙面」「家族で見られる紙面」をベースにスポンサー探しも進めており、24年度中には業者も黒字化を目指しているとの意気込みでいるので、私たちもスポンサー探しに協力していく必要がある。

(2) ホームページ「町自連（ちょうじれん）」を通して双方向の情報交換に努める。

平成18年11月開設以来5年を経過し、トップ画面をはじめ検討することにしてはいるが、具体的にはまだ手をつけていない。業者との話し合いも始めたばかりの状況でこれから具体的に検討することになる。

(3) 身近な地域情報を発信するため、地区連合会の掲示板的なホームページの充実

平成18年にホームページ「町自連」をスタートさせた後、「地区連合会のホームページ」を立上げて地区連合会活動を支援した。

その後、横山北地区連合会のホームページをモデルに、情報の提供を受けて更新する方法で拡大することになり、東南部・南部・東北部・浅川・横山北・元八・川口・加住・由井の9地区で開設したが、今年も本町の1地区が立上げ10地区で情報の提供ができるようになった。

但し、一部は立ち上げたが情報の更新ができていない地区もあり、地区連合会長および地区広報部員の奮起が望まれる。

(4) 広報部及び地区広報部の充実強化を図る

広報紙「町自連だより」のこともあり、具体的な動きにまでは至らなかった。

(5) 町会自治会活動のIT化支援策として「パソコン研修会」を引き続き開催

町会自治会活動の「IT化」に対応するため、NPO 団体等の支援を受けパソコン研修会を入門・初級・フォローアップの3コース(2時間×12回)を年間2回開催した。

現在のパソコンのOSが「XP」であることから、現在市販されていないため受講者に不便をかけさせており、講師にカバーして貰っている現状を何とか打開したいことから、購入資金源を探しておりまだ未確定の状況にある。今年度は講師の協力でカバーできたが24年度について苦慮している。

受講者も、昨年は大幅増の100名であったが、今年度は前期が39名、後期も39名と78名が受講した。

5、自治会活動賠償責任保険

町会自治会活動に住民が安心して参加できる保証としての「自治会活動賠償責任保険」に「町自連」が団体加盟したことで、最大の割引が適用されるため、多くの町会自治会が加入しやすくなった。今年度の契約は149町会(前年比14町会増)60,999世帯(4,094世帯増)となった。

6、研修会

町会自治会活動の課題である「活性化」「人材育成」に、市の協力を得て「研修会」を実施。

(1) 新任町会長研修会

今年度初めて実施したもので、町会自治会等会長の在任期間が非常に短いため、町会の「必要性」、町会長の「役割」を理解できないままに退任するケースが多い。従って、次期会長に「引継ぎ」することが不十分となる。

このことから、行政の協力も得て町自連未加入団体にも呼びかけ実施することとなった。はじめての実施にも拘らず149団体162名の参加を得て成功を収めた。

(2) 役員研修会

地区連合会の活動に活かしてもらうことを前提に地区連合会長の研鑽の場として実施している。

今回は、市が実施している「ぷらマーク」回収品が戸吹中間処理場で「分別」確認された後、「容器リサイクル法」に基づき業者に引渡されどのような過程を経て、どのような製品にされるのかを追跡確認するため、埼玉県本庄市の業者を経て再生品を作っている新潟県上越市の業者を訪ねて確認した。この結果、資源回収において分別の大切さが分った。即ち、純度が高いほど良い再生品ができることが明らかになった。

(3) 研修会

毎年いちょうホールを利用して、日常活動に必要な研鑽の場として実施している。この研修会は、従来から町自連未加入町会にも呼びかけて参加してもらっている。

今年の場合には東日本大震災を受けて、市内在住の地震学者武村理学博士による「学ぶべきは関東大震災—過去を知り明日に備える」をテーマに防災講演会を実施した。町自連未加入の町会も含め、会場は会のためロビーにモニターテレビを通し

た臨時席を設けるまでの盛況のもと終わった。

#### 7、「ゆめおりファンド」に参加

企業等が引越し等で不要となった機材等を、町会等で「有効利用」するため、仲介・斡旋をはじめ、わずかではあるが活用し、町会に感謝されている。

#### 8、まとめ

初めての取組等もあり不十分な部分もあったが、一步一步前進していることは明らかで、これからも「向こう三軒両隣」を基本に、助け合いの組織として活動していかなければならない。

## II. 会議

### 1. 三役会

定例役員会 ⇒ 毎月第2火曜日  
臨時三役会 ⇒ 2月21日（火）

### 2. 役員会

平成23年4月12日（火）

#### 1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) タウンミーティングの件・・・・・・・・・・・・・・・・・・広聴広報室
- (2) 戸別収集報告・美しい八王子をつくる会・人事異動の件・・ごみ減量課
- (3) 人事異動の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・高齢者支援課
- (4) 東京都「地域の底力再生事業助成」の件・・・・・・・・・・協働推進課

#### 2. 「そごう八王子店」の営業存続を求める署名の件

#### 3. 平成23年度地区連合会長名簿作成の件

#### 4. 平成23年度年間予定表

#### 5. 東北地方太平洋沖地震支援「義援金」募集の件

#### 6. 専門部関係

- (1) 事業部報告
- (2) 広報部報告
- (3) 総務部

##### ① 定期総会の件

役員選出の件

決算報告書の件

定期総会後の懇親会開催について

##### ② 新任町会長研修会の件

#### 7. 出向人事の件

- (1) 八王子市社会福祉協議会評議員任期満期の件 12名

- (2) 八王子市まちづくり審議会委員の件 1名
- (3) 八王子市景観審議会委員の件 1名
- (4) 八王子市子ども政策推進協議会委員満期の件 1名

8. 都町連報告

平成 23 年 5 月 10 日（火）

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) テーマ「私の好きな浅川」写真コンクールの件・・・水循環部水環境整備課
- (2) 親切行為者及び団体の推薦について・・・・・・・・・・協働推進課

2. 「そごう八王子店」営業存続を求める署名活動について

3. 平成 23 年度地区連合会長名簿の件

4. 東北地方太平洋沖地震支援「義援金」募集の件

5. 広報紙「町自連だより」リニューアルについて

6. 定期総会の件

- (1) 総会案内状の件
- (2) 平成 22 年度事業報告と決算報告及び監査報告
- (3) 平成 23 年度事業計画(案)と予算(案)について
- (4) 役員改選の件・・・役員選考委員長より報告
- (5) 新旧役員歓送迎会の件

7. 町会・自治会長研修会の件

8. 出向人事の件

- (1) 八王子市社会福祉協議会評議員満期の件・・・・・・・・12名
- (2) 八王子市学童保育所指定管理者選定委員会委員・・・1名
- (3) 八王子市消費生活審議会委員・・・・・・・・・・1名

9. 出向者報告

- (1) 八王子市温暖化防止センター運営委員会報告・・・・・・・・原口川口地区連合会長
- (2) 八王子市ごみゼロ社会推進協議会報告・・・・・・・・山崎監事
- (3) 八王子市高齢者計画第 5 期介護保険事業策定委員会報告・・・田中監事

10. その他

- (1) 自治会活動責任賠償保険の窓口代理店変更のお知らせ
- (2) 市内各種団体連絡会の発起人会について

平成 23 年 6 月 14 日（火）

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「会員募集」協力依頼の件・・・・・・・・・・八王子市社会福祉協議会
- (2) 「市街化調整区域」基本方針の説明会について・・・・都市計画室
- (3) 「八王子市景観計画(案)」に対する募集意見の件・・・まちなみ整備部市街地整備課
- (4) 「省エネチャレンジ 2011(夏の緊急節電運動)」の実施・・・環境政策課

2. 地区連合会長名簿及び事務局の自己紹介

3. 定期総会の件
4. 定例役員会日程確認
5. 地区広報部員選出依頼
6. 町会長・自治会長研修会の件
7. パソコン研修会の件
8. 「地区交流事業補助金」申請の件
9. 「そごう八王子店」営業存続を求める署名活動について
10. 東北地方太平洋沖地震支援「義援金」募集の件
11. 都町連の報告
12. 出向人事の件
  - (1) 行政関係の出向について
13. 出向者報告事項
  - (1) 八王子市高齢者計画第5期介護保険事業策定委員会報告・・・田中監事
14. 地区連合会報告
  - (1) 地区連合会総会終了報告・・・・・・・・・・田中由井地区連合会長
  - (2) 浅川大橋下トンネル落書き予防壁画完成報告・・・秋間元横地区連合会長
15. その他
  - (1) 「みんなの町の清掃デー」協力に感謝・・・・・・・・細井副会長
  - (2) 「川の清掃デー」実施について・・・・・・・・今泉副会長
  - (3) 「八王子まつり」中止について・・・・・・・・秋間会長

平成23年7月12日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
  - (1) 「不動産街頭無料相談会」回覧依頼の件・・・・・・・・東京都宅地建物取引協会  
9月23日、三崎公園にて相談会を開催。
  - (2) 「節電」協力依頼の件・・・・・・・・東京電力(株)八王子支店  
「節電へのご協力をお願い」  
「今夏の節電対策の本格的な実施について」
  - (3) 防犯灯の件・・・・・・・・協働推進課  
町会管理の街灯の自動点灯センサー等の故障等により昼間点灯している街灯に対し  
て市民よりの苦情が多いので町会自治会へ点検の事。
2. 「平成23年度町会自治会長名簿」貸与の件(前年度名簿と交換)
3. 町会自治会長研修会の件
4. 東日本大震災「義援金」の件
5. 自治会活動賠償責任保険の契約状況
6. 町自連会費徴収の件
7. 地区連絡費の支給の件
8. 専門部の新体制確立の件
9. 「地区交流事業補助金」申請の件

## 10. 都町連の報告

- (1) 「常任理事会」報告
- (2) 23年度「地域の底力再生事業助成」対象事業の決定団体を紹介。
- (3) 23年度「地域の底力再生事業助成における防災（節電）対策事業」について申請のために事業例と共に紹介。

## 11. 出向者報告事項

- (1) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告・・・田中監事
- (2) 高齢者計画分科会報告・・・・・・・・・・・・・・・・田中監事
- (3) 八王子市まちづくり審議会報告・・・・・・・・田中監事

## 12. 地区連合会報告

- (1) 浅川地区渡辺会長より
  - ① 圏央道インター名について 報告。
  - ② 「高尾駒木野庭園公園」について報告。
- (2) 川口地区原田会長より
  - ① 上川産廃最終処理施設、建設中止について報告。
  - ② 松枝橋改修工事工期短縮についての要望書提出。
  - ③ 川口川改修工事も都市計画について報告。

平成 23 年 8 月 9 日(火)

## 1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「自主防犯パトロール活動推進写真展」開催用写真募集の件・・・暮らしの安全安心課
- (2) 「第 32 回八王子いちょう祭り」後援依頼の件

## 2. 「地区交流事業補助金」申請の件

## 3. 規程の改定・制定の件

- (1) 専門部規程の改定

## 4. 専門部関係

### (1) 総務部

- ① 組織拡大強化の件

### (2) 事業部

- ① パソコン研修会の件
- ② 役員研修会の件
- ③ 町自連研修会の件
- ④ 新年懇親会日程の件

### (3) 広報部

- ① 「町自連だより」13号の件
- ② 平成 23 年度「行事計画書」提出のお願い。
- ③ 地区広報部員の確認の件

## 5. 出向者人事の件

- (1) 社会福祉協議会関係 1 件

## 6. 出向者報告事項

- (1) 八王子市高齢者計画・第5期介護保険事業策定委員会報告・・・田中監事
- (2) みんなの川の清掃デーを9月4日実施する・・・細井副会長
- (3) 各委員会出席状況報告・・・今泉副会長

#### 7. 地区連合会報告

- (1) 加住地区連合会・・・細井連合会長
- (2) 元横地区連合会・・・秋間連合会長
- (3) 恩方地区連合会・・・今泉連合会長

#### 8. その他

- (1) 「そごう八王子店」営業存続を求める署名のその後について

平成23年9月13日(火)

#### 1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「共立アカデミー公開講座」回覧・ポスター掲示依頼・・・共立女子学園
- (2) 「いきいきプラン八王子」について・・・・・・・・・・八王子市社会福祉協議会
- (3) 「第3回青年ライブステージ」回覧依頼の件・・・・・・・・生涯学習スポーツ部学習支援課
- (4) 「八王子市市街化調整区域における適正な土地利用に関する条例」  
についてのパブリックコメント実施のお知らせ・・・・・・・・まちなみ整備部開発指導課
- (5) 回覧板の活用についてお願い・・・・・・・・八王子市消費者生活センター

#### 2. 専門部関係

- (1) 総務部
  - ① 地区連合会の活動状況アンケート集計説明。
- (2) 事業部
  - ① 町自連研修会の件
  - ② 役員研修会の件
- (3) 広報部
  - ① 平成23年度「行事計画書」提出のお願い。
  - ② 地区広報部員の確認

#### 3. 都町連の報告

- ① 資料3「常任理事会」報告により説明。
- ② 個人情報保護制度に関する説明会の開催について。
- ③ ヘブンアーティストにイベント出演依頼について。

#### 4. 出向者報告

- (1) 八王子市高齢者計画・第5期介護保険事業計画策定委員会報告・・・田中監事
- (2) 八王子交通安全対策協議会報告・・・・・・・・細井副会長（秋間会長の代理出席）
- (3) 長房ふれあい館指定管理者選定委員会経過報告・・・山崎監事
- (4) 美しい八王子をつくる会・・・・・・・・今泉副会長
- (5) 八王子市社会福祉協議会報告・・・・・・・・今泉副会長
- (6) 学童クラブ指定管理者選定委員会経過報告・・・・・・・・前野事務局長

#### 5. 地区連合会報告

- (1) 加住地区連合会、都の地域の底力再生事業補助金交付状況報告・・・細井副会長

- (2) 浅川地区、裏高尾日本庭園、着工等報告・・・・・・・・・・渡辺副会長
- (3) 浅川地区、京王高尾山口駅傍、温泉施設ボーリング開始について・・渡辺副会長

6. その他

- (1) 会長名で町会自治会長への礼状発送。  
「そごう八王子店」営業存続要望の署名への御礼  
東日本大震災「義援金」協力への御礼
- (2) いちちょう祭り、「通行手形」販売協力依頼。

平成 24 年 10 月 11 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「防犯灯」昼間点灯調査の件・・・・・・・・・・協働推進課 松日楽次長
- (2) 「元気フォーラム」開催の件・・・・・・・・・・広聴広報室
- (3) 「自転車ロードレース」リハル大会について・・・・生涯学習スポーツ部国体推進室
- (4) 夢街道駅伝について・・・・・・・・・・スポーツ振興課

2. 専門部関係

- (1) 総務部・・・田中総務部長
  - ① 地区連合会の定例会開催状況調査結果について
- (2) 事業部・・・山崎事業部長
  - ① 役員研修会の件・・事務局より
  - ② 町自連研修会の件
  - ③ 広報部・・・平塚広報部長

3. 都町連の報告

- (1) 常任理事会報告（10月5日）、添付報告書参照。
- (2) 都議会自民党町会・自治会等振興議員連盟との意見交換会

4. 出向者報告事項

- (1) 八王子市高齢者計画・介護保険事業策定委員会報告・・・・・・・・田中監事
- (2) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告・・・・・・・・田中監事
- (3) 八王子長寿を祝う会（社会福祉協議会）報告・・・・・・・・今泉副会長
- (4) 恩方老人の憩いの家指定管理者選定委員会報告・・・・・・・・今泉副会長
- (5) 市営駐車場指定管理者選定委員会報告・・・・・・・・前野事務局長

5. 地区連合会報告

- (1) 災害発生時の避難場所となっている施設の管理について・・田中由井地区連合会長

6. その他

- (1) JR八王子駅構内一般車乗り入れについて要望書提出を町自連として検討して欲しい。

平成 23 年 11 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 防犯灯「公衆街路灯 A」を契約の皆さんへ・・・・・・・・・・東京電力㈱八王子支社

- (2) 報告事項「外国人に関する市民アンケート調査」実施の件・・・国際交流課
  - (3) 報告事項「年末年始のごみ収集」の件・・・・・・・・・・・・・・・・ごみ減量対策課
2. 地区交流事業後期申請事前審査報告の件・・・事務局長
3. 専門部関係
- (1) 総務部・・・田中総務部長より説明
    - ① 地区連合会の定例会開催状況調査について
  - (2) 事業部
    - ① 役員会研修会の件
    - ② 新年懇親会の件
    - ③ 町自連研修会の件
    - ④ パソコン研修会後期受講者募集の件
  - (3) 広報部
    - ① 「町自連だより」のリニューアルについて
4. 都町連の報告
5. 出向者報告
- (1) 八王子市高齢者計画・第5期介護保険事業策定委員会報告・・・田中監事
  - (2) 八王子市地域包括支援センター受託候補者選定委員会報告・・・田中監事
  - (3) 10・11月の出向委員会状況報告・・・今泉副会長
6. 地区連合会の報告
- (1) 加住地区連合会の東京都「地域の底力再生事業」助成状況・・・細井副会長
  - (2) 川口地区連合会 井戸調査について・・・原田川口地区連合会長
7. その他
- (1) 八王子さくらの会より「陵南公園さくら祭り」実施に伴う後援依頼。
  - (2) 東京都宅地建物取引協会、「不動産街頭無料相談会」実施結果報告書について。
  - (3) 共立アカデミーより公開講座回覧のお礼があった。

平成 23 年 12 月 13 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
- (1) 「24年度交通災害共済加入促進ポスター」掲示依頼・・・暮らしの安全安心課
  - (2) 「八王子駅周辺滞留者対策推進協議会」設置の件・・・防災課
  - (3) 「八王子まつり」パンフレット広告協賛の件・・・八王子まつり実行委員会
2. 専門部関係
- (1) 総務部
    - ① 地区連合会の定例会開催状況ヒヤリング調査中間報告  
町自連組織強化(活性化)面談結果(中間)報告書、配布し報告した。
  - (2) 事業部
    - ① 役員研修会の報告
    - ② 新年懇親会の件

- ③ 町自連研修会の件
- ④ パソコン研修会後期受講生募集結果報告
- (3) 広報部
  - ① 部会開催の件
  - ② 地区連合会ホームページの件
- 3. 都町連の報告
- 4. 出向人事の件
- 5. 出向者報告
  - (1) 八王子市高齢者計画・第5期介護保険事業策定委員会・・・・・・・・・・田中監事
  - (2) 第6回分科会(11月15日)高齢者分科会報告、文書にて報告・・・・・・・・田中幹事
  - (3) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会(11月18日、)文書にて報告・・田中監事
  - (4) 地域包括支援センター運営評価ヒアリング、(11月24日)文書にて報告・・田中監事
  - (5) 認知症高齢者ネットワーク実務者会議(12月9日)文書にて報告・・・・・・・・田中監事
  - (6) 11月社会福祉協議会を中心とした委員会に出席した・・・・・・・・今泉副会長
- 6. 地区連合会の報告
  - (1) 恩方地区連合会の研修会を11月24・25日、夕やけ農園で開催した。・・今泉副会長

平成24年1月10日(火)

- 1. 関係機関の要請・依頼事項
  - (1) 「平成23年分確定申告のお知らせ」に関する件・・・・・・・・八王子税務署
- 2. 専門部関係
  - (1) 総務部
    - ① 地区連合会ヒヤリング中間報告
  - (2) 事業部
    - ① 新年懇親会の件
    - ② 町自連研修会の件
  - (3) 広報部
    - ① 地区連合会ホームページの件
- 3. 町田市町内会・自治会連合会との話し合い報告
- 4. 出向者報告
  - (1) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告・・・・・・・・田中監事
  - (2) 八王子市環境マネジメントシステム監査委員会報告・・・・小泉由木地区連合会長
- 5. 地区連合会の報告
- 6. その他
  - (1) 配布される掲示ポスターが大きい、A3版までにして欲しい・・成瀬中央地区連合会長

平成24年2月14日(火)

- 1. 関係機関の要請・依頼事項
  - (1) 「地域包括支援センター増設」の件他・・・・・・・・・・・・・・・・・・高齢者支援課

- (2) 「女と男のいきいきフォーラム八王子」について・・・・・・・・男女共同参画課
- (3) リサイクル推進委員推薦の依頼・・・・・・・・ごみ減量対策課

1. 専門部関係

- (1) 総務部
  - ① 地区連合会ヒヤリングの件
- (2) 事業部
  - ① 新年懇親会の件
  - ② 町自連研修会の件
- (3) 広報部
  - ① 地区連合会ホームページの件

2. 都町連報告

- (1) 常任理事会報告
  - ① 都消費生活総合センター  
「出前講座」「出前寄席」について。
  - ② 都生活文化局広報広聴部広報担当より「写真パネル貸出」について。
  - ③ 23年度第4回地域の底力再生事業助成 対象事業の決定
  - ④ 財日本防災協会
  - ⑤ 青少年・治安対策本部  
夜間パトロール用備品の貸与について
  - ⑥ 台東区議会だより紹介

4. 出向者報告

- (1) 地域包括支援センター等運営協議会報告・・・・・・・・田中監事
- (2) 八王子市高齢者計画・第5期介護保険事業計画策定委員会報告・・・田中監事
- (3) 認知症高齢者ネットワーク会議報告・・・・・・・・田中監事
- (4) 八王子市環境マネジメントシステム監査員報告・・・・小泉由木地区連合会長

5. その他

- (1) 自治会活動賠償責任保険の保険金支払状況

平成 24 年 3 月 13 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 社会奉仕活動でのカーブミラー清掃の件・・・・・・・・シルバー人材センター
- (2) 「高齢社会への対応」概要報告・・・・・・・・政策審議室・八王子市都市政策研究所
- (3) 平成 24 年度タウンミーティング「市長と語る」について・・・・広聴広報室

2. 平成 24 年度町会自治会長名簿作成の件

- (1) 23 年度末退任町会・自治会長名簿提出用紙配布
- (2) 年度町会自治会長名簿提出用紙配布

3. 専門部関係

- (1) 総務部
  - ② 地区連合会の面談スケジュール提出依頼の件
  - ③ 定期総会の件

- ④ 新任町会長研修会の件
- (2) 事業部
  - ① 町自連研修会の件
  - ② 「パソコン研修会」費用の補助金申請の件
- (3) 広報部
  - ① 地区連合会ホームページの件
  - ② 「町自連だより」14号の件
- (4) 都町連報告
  - ① 常任理事会報告
  - ② 24年度地域の底力再生事業助成について
  - ③ 交通安全対策に係わる要望書(案)について
  - ④ 24年度都予算等に対する要望について(回答)
- (5) 地区連合会の報告
  - ① 浅川地区の防災について啓発活動・・・・・・・・浅川地区
  - ② 圏央道高尾山IC、開通について・・・・・・・・浅川地区
- (6) その他
  - ① 4月以降の事務局体制について
  - ② 交通安全協会との関係諸問題について
  - ③ 公園の水道蛇口について
  - ④ 被災地の瓦礫を八王子市での処理について

# 平成23年度 決算報告書

自 平成23年4月 1日  
至 平成24年3月31日

収入総額 8,449,599円  
支出総額 8,246,276円  
差引残高 203,323円

## 収入の部

差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適 要
1	会 費	2,410,000	2,361,100	△ 48,900	23地区 118,055世帯
2	特別会費	1,120,000	1,260,000	140,000	総会後懇親会(0円)新年懇親会(864千円)役員研修会(358千円)
3	補助金	3,200,000	3,200,000	0	市＝320万円
4	広告収入	120,000	120,000	0	町自連だより
5	保険手数料	340,000	340,000	0	自治会活動保険取扱手数料
6	雑収入	1,007,374	825,873	△ 181,501	受取利息403円 パソコン研修受講料801千円 ほか
	小 計	8,197,374	8,106,973	△ 90,401	
7	前年度繰越金	342,626	342,626	0	
	合 計	8,540,000	8,449,599	△ 90,401	

## 支出の部

差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適 要
1	総会費	160,000	141,094	△ 18,906	懇親会 0円
2	事業費	2,200,000	1,989,690	△ 210,310	新年懇親会853,590円、パソコン研修講師料他
3	地区交流費	1,000,000	1,000,000	0	町会等地区連合会交流事業補助金
4	活動費	10,000	0	△ 10,000	
5	研修費	700,000	1,025,729	325,729	役員研修会・防災研修会・全国自治連
6	広報費	1,300,000	953,430	△ 346,570	町自連だより
7	連絡費	160,000	158,000	△ 2,000	地区連合会内の連絡費
8	会議費	60,000	47,100	△ 12,900	
9	通信・配送費	570,000	546,063	△ 23,937	町自連だより送料含む
10	事務費	450,000	473,297	23,297	
11	人件費	1,380,000	1,389,750	9,750	
12	渉外費	200,000	243,520	43,520	
13	分担金	50,000	110,000	60,000	都町連 5万円 東日本大震災義捐金6万円
14	慶弔費	50,000	50,750	750	2件
15	交通費	20,000	19,660	△ 340	
16	備品設備費	30,000	40,350	10,350	パソコン他
17	図書・資料費	10,000	9,800	△ 200	
18	市返戻金	10,118	10,118	0	交流事業補助金返還分
19	雑 費	9,882	37,925	28,043	振替手数料他
	小 計	8,370,000	8,246,276	△ 123,724	
20	予備費	170,000	0	△ 170,000	
21	次期繰越金	0	203,323	203,323	
	合 計	8,540,000	8,449,599	△ 90,401	

## 特別会計決算書

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘 要
1	特別預金	1,500,000	0	0	1,500,000	郵貯定額預金(利息は一般会計)
2	自治会活動保険	349,088	7,036,673	7,007,998	377,763	期中増には利息93円含む
	合 計	1,849,088	7,036,673	7,007,998	1,877,763	

## 繰越金明細

預金 137,721 ⇒ みずほ 129,909円 郵貯 7,812円  
現金 65,602  
合計 203,323 円

前記の通り決算報告いたします。

会長 秋間 利久   
会計 平塚 忠勇 

前記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成24年4月24日

監事 田中 恭廣   
監事 山崎 勉 

# 会則の改定

## 【現 行】

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、最長3期6年とする。

## 【改正案】

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

付則4.この会則は、平成24年5月27日から施行する。

## 【改定理由】

- 1、役員は、第5条において(1)会長、(2)副会長、(3)会計、(4)監事、(5)地区連合会長と規定されている。しかし、地区連合会長の選出は地区連合会において決められるものであり、当連合会が任期を規定するものではない。従って、下線部分を削除することにした。

# 規程の改正報告

## 専門部規程

### 【現 行】

第1条 この規程は、会務を円滑に行うため、会則第8条に基づく専門部について定める。

第4条 専門部は、副会長が責任者として担当し、その他三役及び地区連合会長は、何れかの専門部に所属して役割を分担する。

### 【改 正】

第1条 この規程は、組織の運営を効率よく機能させるため、会則第8条に基づき専門部を設置し、役員全員が役割分担して推進することを目的とする。

第4条 専門部は、活動を機動的に推進するため、地区連合会長全員を専門部に配属し、会長は全体を統括する。また、事務局は各専門部の事務局担当を補佐する。

2. 副会長は、各部の担当として関わる。
3. 部長及び副部長は部員の中から選任する。

### 【改定理由】

- 1、従来は、副会長を責任者としていたが、むしろ地区連合会長を中心とした方が活発化するものと考えられるので変更することとなった。

## 事務局員職務規程

### 【現 行】

第4条 3. 勤務は、原則として毎週月～金曜日の5日間、午前9時～12時までの3時間とする。他に三役会・役員会にも出席するものとする。但し、祝日及び年末年始は休日とする。

第4条 5. パソコン研修会等及び委員会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し役員会で決定する。

### 【改定】

第4条 3. 勤務は、月曜日から金曜日の9時～12時、13時～16時とし、2人制1人勤務とする。但し、国民の祝日及び年末年始は休日とする。尚、三役会・役員会・部会等にも出席するものとする。

第4条 5. 部会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し役員会で決定する。

### 【改定理由】

- 1、従来は、事務所の開設時間が午前中であったのを、4月から午後も開けることになり9時～12時、13時～16時となったため改正した。

## 平成24年度 事業計画

私たち「町自連」は、「向こう三軒両隣」を基本理念とした「隣組」の助け合い組織で、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、第一に単位町会自治会等の自主性を尊重し、第二に地区連合会の活動を基本にして、第三に地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。

更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業に取り組むこととする。

1. 市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
2. 地区連合会を活性化するために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。
3. 「町自連」の活動を、広報活動を通じて広く周知し、併せて組織強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信し広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
4. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
5. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
6. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
7. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
8. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。

### 【今年度の重点事業】

町自連の基本的立場8項目に対し、今年度の重点事業は下記の通りとする。

#### 1. 組織の拡大強化

- (1) 地区連合会活動について、毎月又は隔月毎の定例会開催を定着させ、地区連合会活動の活性化に努める。そのために必要な地区連合会の統合・分割も含め有効な方策を検討する。

- (2) 地区連合会活動を活性化させるために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業の補助金及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、推進する。
  - (3) 町自連に参加していない、他の連合組織に加入を働きかける。
  - (4) 各地区連合会でも、未加入町会自治会等にも加入を働きかける。
2. 町会自治会活動の課題「活動の活性化」「高齢化に伴う人材発掘」「人材の育成」について八王子市と協働して「研修会」等必要な措置を講じる。そのための町会自治会に対する具体的な支援策についても八王子市と協議を進める。
  3. 自主財源の拡大強化について、現在の世帯当たり 20 円の会費は、平成 23 年度決算において、収入面では 29%に止まっている。行政に関する事業拡大に伴う財源確保も必要不可欠であるが、私たちの自主活動拡大に伴う財源の確保も必要不可欠である。そこでその手法も含め実現に向けて早急かつ真剣に検討しなければならない。
  4. 市民との情報交換の活発化と広報活動の強化
    - (1) 紙ベースの広報紙「町自連だより」及び電子ベースのホームページ「町自連(ちょうじれん)」を通して、双方向の情報交換を図る。
    - (2) 身近な地域の情報を発信するため、地区連合会の掲示板的なホームページの充実を図る。
    - (3) 情報発信の体制作りとして、広報部及び地区広報部の充実強化を図る。
    - (4) 町会自治会活動のIT化支援策として、「パソコン研修会」を引続き開催する。
  5. 町会自治会活動に、住民が安心して参加できるように「自治会活動賠償責任保険」の普及に努める。具体的には、町自連が団体加盟したことで、傘下の町会自治会は、全て保険料の団体割引が適用され負担軽減となる。
  6. 「ゆめおりファンド」に参加

八王子市と八王子市市民活動協議会が協働運営している「ゆめおりファンド」は、企業の社会貢献活動として備品等を供給し地域活動団体に提供するもので、町会自治会の窓口として受けると共に、供給の窓口となることである。少しでも町会自治会の資機材の提供に役立てればと新たに取り組むものである。
  7. 東京都町会連合会及び多摩地区連合会との連携について

東京都等の行政情報及び他の連合会情報等をタイムリーに得ることで、連携を強化して町自連の活動に活用していきたい。更に、多摩格差をなくすためにも多摩地区の連合会との連携にも取り組む。

# 平成24年度 予算

自 平成24年4月 1日  
至 平成25年3月31日

## 収入の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	会費	2,380,000	2,361,100	18,900	23地区 119千世帯
2	特別会費	1,960,000	1,260,000	700,000	総会懇親会840千円、新年懇親会800千円、役員研修ほか
3	市補助金	4,600,000	3,200,000	1,400,000	指定事業への補助金
4	その他補助金	980,000	0	980,000	東京都
5	広告収入	0	120,000	△ 120,000	町自連だより
6	保険手数料	370,000	340,000	30,000	平成24年度自治会活動保険手数料振替
7	雑収入	765,677	825,873	△ 60,196	パソコン研修受講料、端数調整
8	特別会計より	500,000	0	500,000	特別会計定期預金より
	小計	11,555,677	8,106,973	3,448,704	
8	前年度繰越金	203,323	342,626	△ 139,303	
	合計	11,759,000	8,449,599	3,309,401	

## 支出の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	総会費	980,000	141,094	838,906	資料他150千円、懇親会840千円
2	事業費	1,815,000	1,989,690	△ 174,690	新年懇親会800千円、パソコン研修会1,015千円
3	地区交流費	1,400,000	1,000,000	400,000	申請予告分
4	活動費	5,000	0	5,000	部会等飲み物
5	研修費	920,000	1,025,729	△ 105,729	研修会300千円 役員研修520千円 新人研修30千円
6	広報費	2,050,000	953,430	1,096,570	町自連だより1,680千円、ホームページ370千円
7	連絡費	158,000	158,000	0	地区連合会内の連絡費
8	会議費	43,000	47,100	△ 4,100	
9	通信・配送費	390,000	546,063	△ 156,063	郵券、町自連だより送料及びインターネット費用
10	事務費	470,000	473,297	△ 3,297	
11	人件費	2,247,000	1,389,750	857,250	事務局関係費用
12	渉外費	200,000	243,520	△ 43,520	
13	都町連	110,000	110,000	0	会費50,000他
14	慶弔費	50,000	50,750	△ 750	
15	役員交通費	20,000	19,660	340	
16	備品設備費	706,000	40,350	665,650	パソコンほか
17	図書・資料費	10,000	9,800	200	まちむら
18	八王子市返戻金	0	10,118	△ 10,118	
19	雑費	16,127	37,925	△ 21,798	
	小計	11,590,127	8,246,276	3,343,851	
20	予備費	168,873	203,323	△ 34,450	
	合計	11,759,000	8,449,599	3,309,401	

## 特別会計予算

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別定期預金	1,500,000	0	500,000	1,000,000	郵貯定期預金
2	自治会活動保険	377,763	7,101,010	7,115,960	362,813	61,000世帯
	合計	1,877,763	7,101,010	7,615,960	1,362,813	

## 保険の期中の増減明細

世帯数＝61,000世帯

保険料＝116.41円×61,000世帯＝7,101,010円×95%＝6,745,960円

一般会計振替 ⇒ 370,000円

# 八王子市町会自治会連合会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

### (目的)

第2条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 組織・運営

### (構成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

## 第3章 事業

### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

## 第4章 役員

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 会 長    | 1 名   |
| (2) 副 会 長  | 若干名   |
| (3) 会 計    | 1 名   |
| (4) 監 事    | 2 名   |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

### (職務)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第7条 役員を選出方法は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。
- (2) 会長及び監事は、別に定める選考委員会で候補者を選考し、役員会に諮ったうえ総会で決定する。
- (3) 副会長及び会計は、会長が推薦し役員会に諮ったうえ総会で決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる。

(任 期)

第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。但し、最長3期6年までとする。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧 問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

## 第5章 会 議

(会 議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総 会)

第12条 総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業報告及び事業計画の審議
  - (2) 決算及び予算の審議
  - (3) 役員を選出
  - (4) 会則の改廃
  - (5) その他重要と認めた事項
3. 総会の議長は、町会長等の中から選出する。
4. 総会はすべて町会長等の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審

議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

## 第6章 事務局

(事務局)

第15条 会務遂行のため事務局を置く。

- (1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
- (2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。

## 第7章 会計

第16条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

- 付則1. この会則は、平成14年6月8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。
2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。
  3. この会則は、平成21年5月23日から施行する。

# 地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次の通り区分する。

2. 地区連合会の基準は、5町会以上で2,000世帯以上とする。尚、既存の地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次の通り設定する。

(1)	中部地区連合会	7町会・自治会
(2)	東部地区連合会	10
(3)	元横地区連合会	6
(4)	東南部地区連合会	6
(5)	中央部地区連合会	2
(6)	南部地区連合会	11
(7)	千人町地区連合会	4
(8)	西部第一地区連合会	6
(9)	西部第二地区連合会	3
(10)	西部第三地区連合会	8
(11)	本町地区連合会	3
(12)	中央地区連合会	20
(13)	東北部地区連合会	15
(14)	浅川地区連合会	22
(15)	由木地区連合会	19
(16)	横山南地区連合会	25
(17)	横山北地区連合会	15
(18)	元八地区連合会	30
(19)	恩方地区連合会	30
(20)	川口地区連合会	18
(21)	加住地区連合会	14
(22)	由井地区連合会	21
(23)	北野地区連合会	22

町会・自治会数 合計 317

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. この規程は、平成19年4月10日改定。
7. 平成19年5月新規加盟脱会集計により修正。
8. 平成20年5月新規加盟脱会集計により修正。

9. 平成 20 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
10. 平成 21 年 5 月分割により修正。
11. 平成 21 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
12. 平成 22 年 5 月新規加盟脱会集計により修正
13. 平成 23 年 5 月新規加盟脱会集計により修正
14. 平成 24 年 5 月新規加盟脱会集計により修正

# 会計規程

- 第1条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第2条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。
- 第3条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の2種類とする。
- 第4条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
2. 伝票には領収証又は請求書等の証書類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第5条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第6条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第7条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第8条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第9条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。
2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。
2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
  3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。
- 第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。
2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。
- 第12条 監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。
- 付則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

# 分担金規程

第1条 会則第16条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。

2. 1世帯あたり年額20円とする。

第2条 前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。

第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で8月末日までに納入する。

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成16年5月11日改正5月30日承認

3. 平成17年5月10日改正

4. 平成20年8月12日改正平成21年度より適用する。

# 役員選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会則第8条第1項(2)に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会(以下「選考委員会」という)について定める。

(設置・解散)

第2条 選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。

(構成)

第3条 選考委員会は、三役及び監事を除く地区連合会長の中から選任された7名によって構成する。

2. 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3. 委員長は、会務を統括する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

(会議)

第4条 選考委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2. 役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推薦)

第5条 選考委員会で選任された候補者は、役員会に報告し役員会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則 この規程は、平成21年4月27日から施行する。

# 専門部規程

## (目 的)

第1条 この規程は、組織の運営を効率よく機能させるため、会則第8条に基づき専門部を設置し、役員全員が役割分担して推進することを目的とする。

## (専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 事業部

## (職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下の通りとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

### (1) 総務部

広報部及び事業部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に関わる。

### (2) 広報部

広報紙「町自連だより」、回覧「広報 町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営を担当するほか情報管理及び広報活動全般を担当する。

- ① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。
- ② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。
- ③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。

### (3) 事業部

研修会・懇親会等事業の他、事業に関連するその他事項を担当する。

## (担 当)

第4条 専門部は、活動を機動的に推進するため、地区連合会長全員を専門部に配属し、会長は全体を統括する。また、事務局は各専門部の事務局担当を補佐する。

2. 副会長は、各部の担当として関わる。
3. 部長及び副部長は部員の中から選任する。

## (その他)

第5条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成21年9月8日に制定し即日施行する。

2. この規程は、平成22年5月11日改正し即日施行する。
3. この規程は、平成23年6月14日に改正し即日施行する。

# 弔慰金規程

第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・花輪を贈ることができる。

第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。

(1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。

(2) 死亡の場合は、1万円の香典及び花輪1基。

第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

(1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。

(2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。

(3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. この規程は、平成19年3月13日改正

# 表彰規程

第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。

第2条 表彰の基準は次の通りとする。

(1) 地区連合会長・町会長・自治会長を4年以上勤め退任した者。

(2) 本会の運営に特に功労のあった者。

第3条 表彰の内容は次の通りとする。

(1) 感謝状及び記念品を贈呈する。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

(1) 当該町会・自治会は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。

(2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。

(3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

付則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

# 事務局員職務規程

## (総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

## (事務局)

第2条 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

## (事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。
3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。

## (事務局員)

第4条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し役員会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。
3. 勤務は、月曜日から金曜日の9時～12時、13時～16時とし、2人制1人勤務とする。但し、国民の祝日及び年末年始は休日とする。祝日及び年末年始は休日とする。尚、三役会・役員会・部会にも出席するものとする。
4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。
5. 部会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し役員会で決定する。
6. 賃金は、三役会で検討し役員会で決定する。毎月月末締めで翌月15日に支払うものとする。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

## (雇用期間)

第5条 事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

## (勤 務)

第6条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
3. 町自連、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。
4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。
  - (1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。
  - (2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

## (臨時事務局員)

第7条 職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当り実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し役員会で決定する。

(その他)

第8条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。

2. 平成19年7月10日改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。
3. 平成20年4月8日改正し、平成20年4月1日に遡って施行する。
4. 平成24年4月10日改正し、平成24年4月1日に遡って施行する。

## 事務局員の通勤交通費細則

(総 則)

第1条 この細則は、事務局員職務規程の第4条6項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第2条 通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(交通費算出基準)

第3条 通勤費の対象は、片道2km以上とし、算出基準は下記の通りとする。

1. 公共交通機関を利用する場合は実費を支給する。
2. 自転車の場合は、月額2,000円とする。
3. 原付自転車及び二輪自動車の場合
  - (1) 2～3km ⇒ 月額 2,000円
  - (2) 3～6km ⇒ 月額 3,000円
  - (3) 6～9km ⇒ 月額 4,500円
  - (4) 9～12km ⇒ 月額 6,000円
  - (5) 12～15km ⇒ 月額 7,500円
  - (6) 15～18km ⇒ 月額 8,900円
  - (7) 18～21km ⇒ 月額 10,400円

(その他)

第4条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この細則は、平成21年7月14日に制定し、平成21年4月1日に遡って施行する。

# 広告の取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、当会が作成する広報紙等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

## (広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。但し、役員会が広告掲載を妥当でないとするものは、広告掲載の対象から除外する。

## (掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会等の活動を支援するためのものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、役員会が「掲載する広告として妥当でない」と認めたもの。

## (広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次の通りとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1)及び(2)に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と役員会で認めるもの。

## (広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次の通りとする。

- (1) 「町自連だより」は、一面を除いて広報委員会が指定する位置。
- (2) ホームページは、広報委員会が指定する位置。
- (3) その他、役員会が指定する位置。

## (広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報委員会で決定するものとする。

## (掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2. 前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

## (広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込みものとする。

## (広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報委員会に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2. 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。
3. 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿

を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第14条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成18年10月10日に制定し、即日施行する。

2. 平成19年7月10日改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。

## ホームページのメンテナンス規程

(目的)

第1条 この規程は、地区連合会及び町会自治会のホームページの開設及びメンテナンスを、町自連が関わる場合の費用について定める。

(対象)

第2条 この規程の対象は、ホームページ「町自連」の回線を使って行うものを対象とし、外部リンクするものは対象外とする。

(開設費用)

第3条 町自連で設定したモデルを使用する場合の当該団体の製作費用は、20,000円とする。尚、地区連合会の場合は町自連の負担とする。

(メンテナンス費用)

第4条 開設したホームページの内容を更新する時の当該団体のメンテナンス費用は、下記の通りとする。尚、作業を自前で行う場合には作業費用は不要となる。

- (1) 立会い費用 1,500円/回
- (2) 作業費用 3,000円/回

2. 地区連合会の場合は、年間4回まで町自連の負担とする。

(容量)

第5条 一回当たりのメンテナンス容量は、A4(写真込)換算で5枚以内とする。尚、多い場合は別途相談することとする。

(保存期間)

第5条 内容の保存期間は、最長一年間とする。

付則 この規程は、平成20年4月8日に制定し、即日施行する。

2. 平成20年8月12日に改定し、即日施行する。

## ホームページの倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町自連ホームページ(町自連=ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び各町会自治会のホームページをリンクする場合の遵守すべき基準について定める。

(目的)

第2条 ホームページは、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の役員会が設置した広報委員会の責任の下に、傘下の町会自治会をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための、情報発信のツールとして活用することを目的とする。

(広報委員会の権限)

第3条 広報委員会では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。

(リンクの禁止)

第4条 第2条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)

第5条 以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。

1. 役員会で未承認事項
2. 第三者への誹謗・中傷
3. わいせつな画像・文章
4. 著作権を侵害するような記事
5. 暴力を助長するような記事
6. 特定の宗教・政治団体を支持し、又は反対すること。
7. システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
8. 人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
9. その他不適切な内容を含む記事

(その他)

第6条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成20年11月11日に制定し即日施行する。

# 町会等地区連合会交流事業補助金交付規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、町会自治会等の連合団体である地区連合団体が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する補助金について、必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 町会等地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。  
(地区連合会)

第3条 この規程における「地区連合会」とは、町自連に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

## (交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町会活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

## (対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の通りとする。

- ① 報償費(講師謝礼等) ② 借上げ費(会場・バス等) ③ 印刷費 ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費 ⑥ 通信運搬費 ⑦ その他会長が特に認めた経費

## (算定基準)

第6条 補助金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

## (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

## (交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

## (補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

## (補助金の経理と実績報告)

第10条 補助金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第5条に定める事業費として使用しなければならない。

- 2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5号様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

## (補助金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

## (取消し及び返還)

第 12 条 次の各号に該当する場合は、会長は、補助金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(1) 補助金をその目的に反して使用したとき。

(2) その他この規程に違反したとき。

(補助金に関する調査)

第 13 条 会長は、補助金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び補助金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則 この規程は、平成 20 年 4 月 8 日制定し、平成 20 年 4 月 1 日に遡って施行する。

2. 平成 20 年 11 月 11 日に改定し、即日施行する。

## 平成23年度 審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署名
	<b>【行政審議会・委員会】</b>		
1	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会	1	総務部総務課
2	八王子市談合監視委員会	3	財務部契約課
3	八王子市生活安全対策協議会	1	生活案全部暮らしの安全安心課
4	八王子市暴走族追放推進連絡協議会	1	生活案全部暮らしの安全安心課
5	八王子市親切会	2	市民活動推進部協働推進課
6	八王子市防災会議	1	生活安全部防災課
7	八王子市国民保護協議会	1	生活安全部防災課
8	はちおうじ健康づくり推進協議会	2	八王子市保健所保健総務課
9	八王子市子ども政策推進協議会	1	子ども家庭部こどものしあわせ課
10	八王子市迷惑駐車等防止対策連絡会	1	道路事業部交通事業課
11	八王子市交通安全対策協議会	1	道路事業部交通事業課
12	八王子市市民企画事業補助金審査委員会	1	市民活動推進部協働推進課
13	八王子市男女共同参画施策推進委員会	1	市民活動推進部男女共同参画課
14	八王子市斜面緑地保全委員会	1	環境部環境保全課
15	八王子市環境審議会	1	環境部環境政策課
16	八王子市海外都市交流連絡推進協議会	1	市民活動推進部国際交流課
17	八王子市保健福祉センター運営協議会	1	東浅川保健福祉センター
18	八王子市ごみゼロ社会推進協議会	3	環境部ごみ減量対策課
19	八王子市まちづくり審議委員会	1	市街地調整課
20	八王子市地域公共交通会議	1	まちづくり計画部交通政策室
21	八王子市廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会	1	環境部ごみ減量対策課
22	八王子市特別職報酬審議会	1	総務部職員課
23	八王子市市史編纂審議会	1	総合政策部市史編纂室
24	八王子市地域保健福祉推進協議会	1	健康福祉部健康福祉総務課
25	八王子市行財政改革推進審議会	1	行政経営部行革推進課
26	八王子市環境推進会議	1	環境部環境政策課
27	八王子市市民参加推進審議会	1	総合政策部政策審議室
28	八王子市地域包括支援センター等運営協議会	1	健康福祉部高齢者支援課
29	八王子市保護司候補者検討協議会	1	東京保護観察所立川支部
30	八王子市保健所協議会	1	保健所保健総務課
31	認知症高齢者ネットワーク会議	1	健康福祉部高齢者支援課
32	八王子市温暖化防止センター運営委員会	1	環境部環境政策課
33	八王子市障害者自立支援協議会	1	健康福祉部障害者福祉課
34	八王子市景観審議会	1	まちなみ整備部市街地調整課
35	八王子市消費生活審議会	1	消費生活センター
36	八王子市環境マネジメントシステム監視員	1	環境部環境政策課



